

## □■養成所ニュースプラス第 20 号 2023□■

国家試験の受験申込受付期間も今日が最終日です。34 期生までの皆さんが学んだカリキュラムに基づく最後の試験となります。これから出願する方は、ポストではなく夜間窓口のある郵便局に持ち込んでください。「受験の手引」には、明日以降の消印のものは受付できないとあります。

また、受験票は 12 月 8 日に投函されるとあります。既に申し込みが終わっている皆さんは、手元に届くのをお待ちください。

さて、10 月 1 日から赤い羽根共同募金運動が全国一斉に始まりました。今回は、「地域福祉の理論と方法」(現、「地域福祉と包括的支援体制」) から共同募金についての問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

## ■Plus Quiz . . . . .

【第 35 回問題 38】社会福祉法に規定される共同募金に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 災害に備えるため準備金を積み立て、他の共同募金会に拠出することができる。
2. 共同募金を行うには、あらかじめ都道府県の承認を得て、その目標額を定める。
3. 共同募金を行う事業は第二種社会福祉事業である。
4. 市町村を区域として行われる寄附金の募集である。
5. 募金方法別実績で最も割合が高いのは街頭募金である。

正答と解説は最後に記載してあります。

## ■Yoseijo Info . . . . .

- ・ (34 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・ (35 期生) 教育訓練給付制度 (専門実践教育訓練) の支給希望の方へ  
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・ (35 期生) 見込書類 (実務経験証明書) のさしかえについて  
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・ 受講の手引の表紙裏 (表紙の次のページ) に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・ (35 期生) 3 学期レポート課題の <テキスト・参考文献> 表記に誤りがありましたので、ホームページに訂正を掲載しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1142578&c=3246&d=99c7>

## ■Test Info . . . . .

国家試験に関する情報をお届けします※本日申込締切です※

- ・ 第 36 回国家試験の受験申込受付期間は、令和 5 年 10 月 6 日 (金) まで (消印有効) です。  
※『受験の手引』には、〔10 月 7 日 (土) 以降の消印のものは、受け付けできません〕と明記されています。ご注意ください。
  - ・ 第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日 (日) です。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1142579&c=3246&d=99c7>
  - ・ 日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です (9 月 15 日申込締切)。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1142580&c=3246&d=99c7>
- ※締切を過ぎましたが、在宅受験は受付中です。詳しくは上記ホームページをご確認ください。
- ・ 本養成所主催、「受験対策講座」は web にて順次公開予定です。

第 34・35 期生の皆様にご案内を郵送しておりますので、内容をご確認の上、ぜひ受講してください。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1142581&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Info・・・・・・・・

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1142582&c=3246&d=99c7>

#### ■Back Number・・・・・・・・

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1142583&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Column・・・・・・・・

##### 【受験対策ミニ講座第 11 号／得意な科目について】

模擬試験や過去問をやっていて得意な科目もつかめてきたと思います。今回は、得意な科目との付き合い方をお伝えします。

これから、ひととおりの知識のインプットを終え、模擬試験を受けると不得意科目のやり直しに時間をかけることが、どうしても多くなると思います。6月にお伝えした澤田誠「思い出せない脳」（講談社現代文庫）から再び紹介します。

得意な科目でも、時々記憶から出し入れしないと忘れてしまうというお話です。なぜかという、記憶は時とともに「解像度が悪くなるかのように」劣化するのだそうです。しっかり覚えていないと記憶の劣化によりなくなってしまいうすいと言います。

また、記憶は神経のネットワークとして保存されているので、記憶を呼び出すネットワークも使わないと劣化してしまうのだそうです。おなじみの「エピソード記憶」は、記憶を呼び出す複数の紐に結びついているので劣化しにくいのですが、「意味記憶」は意味と言葉が一对一对応であるため劣化が起りやすいと言います。固有名詞や人物名を忘れやすいのうなずけますね。

それでは、どうしたら記憶にとどめられるのでしょうか。せっかく覚えた知識を忘れないためには、定期的に思い出すことが必要なのだと思います。これからの時期ですと、苦手科目は、机に座って過去問題集等をじっくりと、得意科目は、隙間時間にパラパラと受験対策本を眺めるという感じでしょうか。移動中にアプリの穴埋め問題をやったり、職場の休憩時間に一問一答問題集をやったり、家事の合間にワークブックのアンダーライン部分に目を通したり、ご自身にあった取り組み方を見つけてください。

得意科目でも、たまたま正解であったり、解説を読むと理解できている実感はあるけれども不正解であったりという問題があるでしょう。定期的に記憶を出し入れすることで、不要な記憶として脳に仕分けられないようにしたいものです。「たまたま」から「確実」に正解できるようになれば、更に得意科目の得点を積み上げられます。

中央法規提供のスケジュールで進めている方は、来週で共通科目が終わりますね。業務と縁遠い科目だったり、学生時代からの苦手科目もあったと思います。お疲れ様でした。11 週間やってみて感想や決意があれば、ご連絡ください。今回は、そのような皆さんの思いと先輩の声をご紹介しますと思います。

##### 【Plus Quiz・・・・・・・・正答と解説】

共同募金会や共同募金に関する問題は、「現代社会と福祉」「地域福祉の理論と方法」からも選択肢として多く出題されています。範囲は広くはないので、確実な知識にしていきましょう。福祉小六法をお持ちの方は、社会福祉法第 112 条から第 124 条までが共同募金にあたりますので、さらっておきましょう。中央共同募金会のホームページ「知る・調べる」も役立ちます。詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1142584&c=3246&d=99c7>

共同募金は、1947（昭和 22）年の「国民たすけあい運動」を契機として、その後、1951（昭和 26）年の社会福祉事業法（現「社会福祉法」）により制度化され、共同募金会は、都道府県を単位とした社会福祉法人です。

配分については、社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営む者（国及び地方公共団体を除く）に配分することを目的とするとあり、社会福祉を目的とする事業を営むもの以外の者に配分してはならないと規定されています。寄付金の公正な配分のために配分委員会を設置しています。

内閣府「令和4年度市民の社会貢献に関する実態調査報告書」では、市民が寄付をした相手で最も多かったのは共同募金会（赤い羽根）とありますが、年間の募金実績総額（一般募金と歳末助け合い募金の合計）を見ると、最も多かった1995（平成7）年以降ほぼ一貫して減少しています。

1. ○共同募金会は、災害等が発生した際に備えて寄付金の一部を準備金として積み立て、この全部又は、一部を他の共同募金会へ拠出することができます。ボランティア活動支援の公的仕組みがなかった、1990年代、阪神・淡路大震災をきっかけに、2000（平成12）年の法改正で明記されました。第32回でも出題されています。

2. ×「共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない」と規定されています。

3. ×第1種社会福祉事業です。第1種社会福祉事業は主に入所施設サービスが指定されていますが、社会福祉法第113条第1項で例外として定められています。

4. ×共同募金は、都道府県を区域として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限り行われる寄付金の募集です。

5. ×募金方法別実績で最も割合が高いのは戸別募金です。中央共同募金会「令和4年度の共同募金統計」では、戸別募金は69.3%で街頭募金は1.2%に留まっています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus